

2022年9月1日

東京労働局長 殿

医療法人財団医親会

理事長 江頭 重志



一般事業主行動計画

当法人は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年9月1日～2024年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：法改正も踏まえた当法人の制度の理解を促し、対象職員が安心して妊娠、出産し、育児休業が取得できる環境を整える。

＜対策＞

- 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施として、不妊治療を業務外傷病治療として、「不妊治療連絡カード」提出者に関しては、1日につき30分単位で2時間までの遅刻早退を認める。
- 対象者と組織長に対して産前休職前にママン＆パパンの手引きく出産予定の方へ>を活用し、制度や手続き等に関する説明の継続実施
- 各診療所の産業看護職による相談窓口の継続実施

目標2：育児休業後の円滑な復職のためのフォローアップ体制の充実を図る。

＜対策＞

- 育児休業中の職員への定期的な情報提供の継続
- 育児休業中の職員への所属長による定期的なフォローアップの実施

目標3：計画期間内の職員の育児休業取得率として、男女を問わず正職員は95%以上、非常勤職員75%以上を継続する。

＜対策＞

- 経営層、管理職に対し制度に関する説明を実施し、対象社員を把握した場合は積極的に取得を勧められるようにする。

以上